〇サービスの内容

詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

①障害児通所支援(児童福祉法)

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団 生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休日において、生活能力向上のために必要 な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を 行い、保育所の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達 支援	重症心身障害児等の通所支援を受けるために外出することが 著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本 的な動作、指導、知的技術の付与等の支援を実施します。

②障害児相談支援(児童福祉法)

サービス名	サービスの内容
障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング) を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

※サービス利用計画・モニタリングは特定相談事業者が行いますが、障がい児の入所サービス 利用については、専門的な判断を行う必要があるため児童相談所で行います。